



自動交付機による証明書発行サービスは 平成 29 年 12 月 31 日で終了します！

■問い合わせ：市民窓口課窓口グループ ☎内線 201

市役所正面玄関横に設置してある「証明書自動交付機」は、機器の老朽化などのため、平成 29 年 12 月 31 日でサービスを終了します。今後は、休日や夜間にも証明書をお取りいただける **コンビニ交付サービス** や **市民窓口ステーション** をご利用ください。

早朝や夜間も
OK！

証明書のコンビニ交付サービス

全国のコンビニのマルチコピー機から、住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できます。

- ▶対象コンビニ：セブンイレブン／ミニストップ／ファミリーマート／サークルK、サンクス／ローソンなどの各店舗
- ▶交付時間：午前 6 時 30 分～午後 11 時（年末年始・システムメンテナンス日などは休み）
- ▶利用時に必要な物：コンビニ交付用の暗証番号を登録した「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」
- ▶注意事項：マイナンバー（個人番号）や住民票コードを記載した住民票の写しは、コンビニでの発行はできません。市役所窓口や各出張所・市民窓口ステーションでご請求ください

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、この機会にぜひカードの申請をご検討ください。

土日や祝日も
OK！

市民窓口ステーション 小柴 5 丁目 1 番地 2 ☎ 66-0650

ショッピングセンターサプラ・1階フードコート内にある市役所の出張窓口は、土日祝日ももちろん、午後 7 時まで営業しています。平日の日中に市役所へ行くことが難しい方や、仕事帰り・買い物帰りなどに、お気軽にご利用ください。

- ▶営業時間：午前 10 時 30 分～午後 7 時
毎月第 2・4 火曜日のみ午後 5 時 15 分まで
- ▶休業日：年末年始・サプラ休館日・システムメンテナンス日など

取扱業務

- 住民票、戸籍、市税などの証明書の発行
- 印鑑登録・証明書発行・市税等の納付
- 住民票の異動届出、戸籍届出の受け付け
- 国民健康保険、マル福、国民年金に関すること
- 後期高齢者医療保険の届出
- マイナンバーカード、パスポートの受け取り（要事前予約）
- 転入学通知書の交付（学区内での転校のみ）

納付額証明書（確認書）の交付について

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料

介護保険料

今年 1 年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、年末調整や確定申告などの際に、社会保険料控除として所得額から差し引くことができます。証明書は下記のとおり交付しますが、申告時に添付義務はありません。納付日の関係で証明金額が異なる方、領収書をご自分で確認できる方は、そちらの金額で申告してください。

国民健康保険税

世帯主（納税義務者）宛に、11 月下旬に納付額証明書（はがき）を郵送します。申告書には、証明日に納付が確認できている金額を「納付額」に、納付額に年内納期の国民健康保険税を合算したものを「納付予定額」に記載します。納期内（年内）に納付した場合は、納付予定額を控除額として申告してください。

後期高齢者医療保険料／介護保険料

保険料が年金からの引き落としとなっている方は、申告時には日本年金機構などから郵送される「公的年金等の源泉徴収票」をご使用ください。

普通徴収（現金納付／口座引き落とし）で納付している方や、納付額証明書（確認書）をご希望の方は、申請により交付します。

- ▶申請場所：後期高齢者医療保険料＝保険年金課／介護保険料＝高齢福祉課
- ▶申請方法：窓口・電話・ファクス・Eメールで随時受け付け。ファクス・Eメールの場合は①件名「保険料納付額証明書（確認書）希望」②申請者の住所・氏名・電話番号③必要な証明書の種類（後期高齢者医療保険料／介護保険料）④必要な方の住所・氏名・生年月日を明記
- ▶発送時期：平成 30 年 1 月下旬から随時

申し込み
・
問い合わせ

- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について＝保険年金課保険グループ ☎内線 254 ☎ 60-1580 ✉ =hoken@city.ryugasaki.ibaraki.jp
- 介護保険料について＝高齢福祉課介護保険グループ ☎内線 282 ☎ 64-7008 ✉ =kourei@city.ryugasaki.ibaraki.jp